

令和3年9月29日 理事会承認

東京女子医科大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

最高管理責任者 学長 丸 義朗

公的研究費の原資の大部分は国民の貴重な税金で賄われております。大学の活動は、社会の信頼と負託によって支えられており、その不正使用は社会からの信頼等に反する行為であり、公的研究費の管理については本学の責任において適正に行わなければなりません。

本学は、公的研究費の不正使用根絶に向けて、不正使用を誘発する要因を除去し、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図るため、次のとおり公的研究費の不正使用防止に関する基本方針を定めます。

1. 不正使用防止対策に関する責任体系を明確化し、学内外に周知・公表する。
2. 事務処理に関するルールや事務処理に関する権限と責任について明確化するとともに、不正使用防止対策に関する関係者の意識向上を図り、抑止機能を備えた環境・体制の構築を図る。
3. 不正使用を誘発させる要因に対応した具体的な不正防止計画を策定し、実効性のある対策を実施する。
4. 適正な予算執行を行うために、実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、公的研究費の適正な運営・管理を行う。
5. 公的研究費の使用に関するルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。
6. 公的研究費の適正な管理・運営のため、全学的な視点から実効性のあるモニタリング体制を整備する
7. 公的研究費の不正使用が認められた場合には、別途定める規程に基づき、懲戒処分等の適正な措置を講じる。

以上